

Title	凌霄文庫蔵『承久物語』解題・翻刻
Sub Title	
Author	徳竹, 由明(Tokutake, Yoshiaki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2000
Jtitle	三田國文 No.32 (2000. 9) ,p.58- 74
JaLC DOI	10.14991/002.20000900-0058
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20000900-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

凌霄文庫蔵『承久物語』 解題・翻刻

徳竹 由明

解題

ここに紹介する四国大学附属図書館凌霄文庫蔵『承久物語』は、『国書総目録』によると軍記物語『承久記』の一系統である。「承久兵乱記」に分類されているが、「承久兵乱記」とは全く関わりがなく、冒頭部分は改変されているものの、近世前期成立で浅井了意著とされる『北条九代記』巻五巻六の承久の変関連の記事を、そのまま抜き出したものである。本書の特徴等、詳細は『凌霄』第八号（四国大学発行 平成十三年一月刊行予定）で述べることとして、以下に簡単に書誌を記す。

所蔵・四国大学附属図書館凌霄文庫。

函架番号・凌霄文庫一三四八五。

形態・袋綴、写本、一冊。

写年、筆写者・「天保十一（一八四〇）年十二月二十日、野口年長写」。

寸法・縦二八・五糎、横十六・八糎。

表紙・紺色表紙〔原装カ〕。

外題・表紙左上、題簽（縦十六・四糎、横三・三糎）に「承

久物語」と墨書。

内題・一丁表一行目、二丁表一行目に「承久物語」。

料紙・緒紙。

行数・半丁十行（二行二十四字内外）。

墨付丁数・四十二丁。

奥書・（翻刻参照）。

印記・一丁表右下に「佐和蔵書」の朱印。

その他・表紙に四国大学附属図書館凌霄文庫の蔵書票二枚貼付。本文に朱にて、傍注、振り仮名、誤字脱字の補記等書き入れあり（野口年長が『北条九代記』と対校して書き入れたものカ）。

翻刻に際し、本文は書き入れも含め底本になるべく忠実になるよう努めたが、旧字体・異体字は概ね現行の字体に改め、国字の「連（とて）」等、一部仮名に改めたものもある。また私に句読点を記し、改行を行った。底本に丁付けは記されていないが、（二表）の如く略記した。

なお、香川県の多和文庫にも、同一の奥書（天保十一年十二月二十日、野口年長写とする。）を有する伝本があるが、両伝本

間の先後関係等については未考。

付記

資料の翻刻・掲載をご許可いただいた四国大学附属図書館、並びに凌霄文庫等委員会に厚く御礼申し上げます。

翻刻

承久物語巻目録

北面西面之始 附一院御謀叛之根元

并平九郎判官胤義參仙洞事

徳大寺殿諫言 附西園寺右大将父子被召籠事

伊賀判官光季討死之事

院宣 附推松使節

并二位禪尼評定之事

大炊渡軍 附御所焼之太刀之事

株瀬川軍 附関東勢手賦之事（一表）

蒲原殺所謀 附北陸道軍勢責登事

宇治川軍敗北 附土護覚心謀略之事

京方武將没落 附鏡月坊歌

并実害死刑之事

本院新院御遷幸 附土御門院配流之事

後嵯峨新帝踐祚 附能登守秀康被誅事

鎌倉天変地妖 附禁裏大賞會之事（一裏）

承久物語

北面西面之始 附一院御謀叛根元

并平九郎胤義參仙洞事

北家九代記の別名

「本朝の古神代より以来人倫に伝りて、世々の帝御位に立給ふみな摂政を以て朝政を委せ給へり。然るに後白河帝叡慮浅く御座て、平清盛に高官を授けて三十余州を押領せさせしかば、清盛四海の権柄を取て叡慮を苦しめ奉る。事法に過たり。是にも懲給はず、源頼朝に六十余州の惣追捕使を給はりて、武家世を取りて此政道を行ふに、多くは京都の叡慮をうかがはる。北條家盛に成、政道雅意に（二表）任する事今に至て少からず。叡慮に背く事多し。比は承久三同・年四月の比より後鳥羽上皇鎌倉を滅さんと思召立給ふ。往初ソノカミ上皇御在位の御時より武臣既に天下の権を取りて王威を蔑に思奉り、禁中の政道の衰へ行事を憤り、御位を第一ノ皇子土御門院に譲て隠居カクレさせ給ひ、此君御在位十二年の後、何の子細も御座まさゞりけるに御位をおろし奉りて、第二ノ皇子順徳院を以て御位にぞ即ヶ奉らせ給ふ。是は當腹御寵愛の故とそ聞へし。後鳥羽院をは一院共申、又は本院とも申。土御門院を是新院とぞ申ける。是に因て本院新院の御中快からず。天下国家の政道は當今新院には任（二裏）せ給ずして、一向本院の御計らひ也。然るに本院は仙洞に籠給ひ、和歌管弦の御暇には国家の政理を聞しめ・其間まゝには専ラ武藝を事とし給ひ、院中北面の者の外に西面の侍を置て諸国の武士を召集らる。往昔白河院の御時に始て北面の侍を召仕はれ、又西面と云物を置れたり。今又本院武藝を好ませ給ひて武士多く参り仕ふ。是偏に関東を亡さはやと思召さるゝ御企の御用意とそ覚へたる。信濃国住人仁科二郎平盛遠とて弓馬を嗜む者あり。子息太郎をは十五に成迄元服せさせず。宿願の事有て子息を召

連、熊野へ參籠いたしけり。其折節一院も熊野へ詣でさせ給(三表)ひしが道にて參合奉る。誰ぞと御尋有。しかくんと申す。最清げなる童なれば召仕はれんとて西面にそ成ける。子共の召れて京都に伺公申事は面目也と思ひて、父盛遠も同じく仙洞に伺公いたす。右京権大夫義時此事を伝へ承りて、関東御恩の侍其免されもなく、院中の奉公頗心得ずとて、関東御恩の二ヶ所を没取せらる。仁科盛遠深く歎き申間、返し遣すへき由院宣を被下といへとも、義時更に用ひ奉らす。又其比摂津国長倉橋の両庄は、院中に近く召仕はるゝ白拍子亀菊に下されしを、其地頭更に開渡さず。亀菊深く憤りて歎きけるを、一院より関東へ仰(三裏)付られ改易すへき由御沙汰有。義時申けるは、地頭職の事は上古は無しを、故右大將家平氏追討の勳賞に日本国の惣追補使に補せられ、平家追討六カ年の間に、国々の地頭御家人等或は親を討せ或は子を討せ家ノ子郎等を損せられ、既に忠戦の勳功に随て分ち給りたる領地を、させる罪科だになからんには、義時が計らひとして改易すべき様なしとて是も用ひ奉らす。一院愈安からず思召ければ、関東を亡さるへき御心に定められ、国々の軍兵をぞ内々に召れける。関東に志深きも、力及はず召に随ひて伺公するも多かりける。関東の武士下総前司盛綱をも潜に召れて仙洞に参りたり。三浦平九郎判(四表)官胤義在京して居たりけるを、西面の侍能登守藤原秀康を御使として仰られ遣はさるゝ様、関東奉公の身にて久敷在京するをは所存も有にや。子細を申へきと也。胤義申けるは、別義有身にて候はず。當時胤義が相具して候女房は、故右大將家の御時に意法坊生観とて隠なき功者也しが其娘にて候。故左衛門督

殿に思はれ進らせて若者一人設奉りしを、右京大夫義時に故なく失はれ、余りに泣歎き候が見捨たたくて、久敷逗留仕る事にて候とぞ申ける。秀康聞て究竟の事成と思ひて、近く立寄小聲にて成て云ける様、義時が事は内々院中の御気色もよからぬ者にて候。如何(四裏)にもして義時を討せ給ふべき御計らひや侍ふべきと申ければ、胤義聞て、一天の君の思召立せ給はんには、何条叶はぬ様の侍はん。日本国重代の侍共勅を承らんには誰か背き奉るへきや。某が兄にて候三浦駿河守義村は極て嗚呼の者にて候。是を悟りて日本国の惣追補使に被成と仰候は、喜ひて御味方に参り候はん。胤義も内證より申遣はし侍ふへし。早く秘計を廻らし給へと申ければ、近比神妙の仰かな。此趣能々奏聞を遂、貴殿においては御本意達せられ抜群の勳賞を給はらんずるそや。穴賢、先ツ深く隠密し給へとて、秀康は嘉陽門の御所に帰りて胤義が申ける趣を(五表)奏聞す。一院御感ましく、鳥羽の城南寺の流籠馬洗に事をよせて近国の武士を召さるゝに、五畿内は申に及ず、丹波丹後紀伊但馬伊賀伊勢美濃尾張江州十四ヶ国の兵共我もくと馳集る。内蔵権頭清範着到を付けるに、宗徒の兵一千七百余騎とぞ記しける。一院御謀反の事御色に出給へは、新院は此事御無用之由諫め申さる。主上は御内意ましくけり。同月に御位を四歳の宮に譲り給ふ。懐成親王とぞ申ける。此時後鳥羽院をば一院又は本院と申す。土御門院をは中院と申。順徳院をは新院とぞ申ける。一院と・御心を一ツにして義時追討の事を相計らはせ給ふ(五裏)より外に又他事なし。

徳大寺殿諫言 附西園寺右大將父子被召籠事

一院愈御心猛く成せ給ひ、公卿殿上人を召て巴の大将を討ばやとぞ仰出れける。西園寺右大将藤原公経同子息中納言夷氏卿は関東に親敷御座します故に、先此父子を討べしと企給ふ。當座の諸卿色を失ひ、互に顔を見合せて物申人もなし。徳大寺左大臣申されけるは、西園寺右大将は関東將軍家の外祖として摂政道家公の舅也。義時に付ても親敷人にて侍へは、討負せ給はゞ思召立給ふ事軽く、若又討洩さば御大事重かるべし。彼人はさせる弓矢取者に（六表）ても侍はず。子細有らは静に計らはせ給へかし。大形此度思召立給ふ御事は、然るべしとも覚へ侍はず。其故は、故法皇の御時木曾義仲勅命を背れしを、頼朝に仰せては亡されずして、老岐判官知康が勸に付せ給ひて、院中に兵を召れ合戦侍ひしかば、浅猿さし事共出来して候。東国には武士多く候。御味方の兵は千が一にも及がたく候。御本意を遂られん事は、定て希に侍はん。能々御思惟有べきにて候と申されければ、一院以ての外に御気色損して、後口の障子を荒らゝかに開させ給ひて入らせられたりければ、後には思召合せられん物をとつぶやきながら、徳大寺殿は退出（六裏）し給ひけり。西園寺右大将は此事夢にも知給はず。仙洞よりの召によりて父子共に立出て、嘉陽門の御所に参られる所に、小舅二位の法印尊長出向て、父子共ながら馬場殿に押籠進らせけり。是は如何いかに宣へ共、本院の仰也とて一言の子細にも及さりけり。

伊賀判官光季討死之事

伊賀判官光季佐々木左衛門尉廣綱大江廣親親入道等を召れけるに、光季は北條義時が妻の弟也。近き縁者なれば、此事を聞きしりて関東に飛脚を遣し、軍の用意を致しける所に、急ぎ参る

べき由御使有ければ、光季御返事申様、京（七表）中何とやらん申沙汰の候。某関東の御代官として、一方の防ぎにも罷向ふべき身にて候は、子細をも承らずして率爾には参り候まじとぞ申返しける。佐々木大江は疾参りて、一院の御前にして直の勅を承り、遁るゝ処なくして起請文を出て御味方と成にけり。

さらば伊賀判官光季を討へしとて、能登守秀康平九郎判官胤義大江少輔入道親廣佐々木山城守廣綱同弥太郎判官高重筑後入道有則下総前司盛綱肥後前司有俊筑後大院左衛門尉有長間野左衛門尉時連を始めとして、八百余騎をぞ遣はされける。比は承久三年五月十四日、今日は既に暮に及ぶ。明日卯ノ刻に向ふべしとて、夜の明るを待掛たり。伊（七裏）賀判官が許へも此由聞へたりければ、家ノ子郎従一所に集り軍の評定しける処に、塩屋藤三郎申けるは、御身に誤なくして大勢に取られ暗々と討レ給はんは、甲斐なき狗死にて候。只夜の内に都を出て、美濃尾張迄は馳せ落給はん。然らずは、北陸道へかゝらせ給ひて、御船に召て越後の府中に着給ひ、信濃路にかゝりて鎌倉に入給へかしとぞ申ける。判官聞て、鎌倉殿も思召様の有て社、都の守護にも差置せ給ひつらめ。一天ノ君日本一の御大事を思召立せ給ふ程にては、仮初の御計らひにてや有へき。今は定めて道々関々も塞がれてぞ有らん。とても通れぬ物故に、敵に後を見せて笑はれ、鎌倉へも聞へて臆病（八表）なりと思はれんは、死後迄も恥かしからん。一天の君を敵に受、我身に誤なくして王城に屍さらし、名を万世に留めん事は、勇士の願ふ処也。一足も引へからず。只討死と思ひ定めたり。誰々も落べき人は落られよ。光季少しも恨なしと、中々思ひ切たる有様也。深行儘

に郎従共次第くゝに落失て、残る輩には、費田三郎同四郎同右近武志次郎塩屋藤三郎片切源太同大助同又太郎園平次郎同子息弥次郎政所太郎治部次郎熊王丸を始め、僅に二十七人也。判官の嫡子寿王冠者は今年十四歳、元服して光綱とそ号しける。

判官を前に呼て、汝は未だ幼稚也。夜の内に落て関東に下り、世の(八裏)静ならん迄は千葉の姉が許に居て、人の重代我古へを思ひ知程にて奉公にも出べし。某は鎌倉殿御為に討死すへしと云ければ、寿王冠者は袖かき合せて、弓矢取人の子共の四十五に成て敵向ふと聞ながら、親の討れんずる所にて諸共に死なず落て助り候は、幼稚なれはとてよも人は許し候はん。親を捨て逃たる臆病の不覚人として、人に面を見られんは恥か敷覚候。只御供申て如何にも成候べし。今度鎌倉を上り待ひし時、御母御前簾の際迄立出給ひて、寿王又いつ比かと仰られしを、御供にて頓て下り候はんと申候ひき。今思ひ候へは最後の御暇乞と成て候とて、涙をはらゝとぞ落しけり。父判官は寿王が(九表)顔をつくゝと守り、涙を押し拭ひて申けるは、器量も世に清げなり。心も別に有けり。落よと云は世にもあれかしと思ふ故也。申処は理り有。さらは諸友に討死せよ。如何に治部次郎、寿王に物具せさせよと云ければ、丁絹の直垂小袴に萌黄匂の小腹巻に、十五差たる染羽の矢、滋藤の弓をそ持せける。伊賀判官光季は、繁目結の直垂に鎧一領前に打置、弓の弦齒しめし、矢二腰並へて寄る敵を待居たり。・夜已に明てまだ卯の刻計に、寄手八百余騎、判官が宿所京極の西の方高辻の北四方を取巻て、時声を上たり。高辻面は小門成けるが、寄手初めは悔りてひたゝと詰懸しか、内より射出す矢に當(九裏)りて、

志賀五郎岩崎右馬允同弥平太高井兵衛大夫矢庭に射られしかば、是に責口を解易して引退く。京極面は平門にて、扉閉堅め小門を開きたりけるを、寄手押寄て我劣らしと込入りければ、判官が郎従共防くとはすれども、流石大勢に責立られ、痛手薄手負ぬ者はなし。皆討死しければ、寄手前後より火を懸たり。判官父子は今は是迄とて腹掻切て、焰の中に飛入りたり。寄手は勝鬨を作りて引返す。昨日迄は鎌倉殿の御代官として伊賀判官光季都を守護して有しかば、世の覚、時の銛、肩を並る人もなく目出度榮しに、一朝に滅亡して忠義の道を顕しける志こそゆゝし(二〇表)けれ。

院宣 付推松使節

并二位禅尼評定事

一院は御感斜ならず、関東は早御手に入たる様に思召、猶も人数を召給ふに、山々寺々の僧侶法師原、国々所々の武士住人等召に応して馳参る。熊野より田邊法印十方法橋万劫禪師、山法師には播磨賢者小鷹ノ智性房丹後、清水法師には鏡月房帰住房、奈良法師には土護覚心、堂衆に園音坊、是等を初として事を好む悪僧等少々応して参り集る。按察前中納言光親卿承りて、東国の院宣一通を書れた(二〇裏)り。鎌倉の北条右京権大夫平義時・敵たり。早く追討せらるべし。勅賞は請に依るべきの由、武田小笠原千葉小山宇都宮三浦葛西にぞ下されける。御使は推松とて無双の逸足也。平九郎判官胤義が私の使を相添て、同五月十五日都を出て、同じき十九日鎌倉に着て駿河守に斯と告たりければ、文を披見して使をば追出し、駿河守義村は権大夫義時の許へ行て、胤義が文を見せ進らせ、世の中社乱れて候へ。

去ル十五日、伊賀判官光季は討れて候。義村におみては、故右大将家平氏御追討より以来、度々の軍に忠義をいたし一度も不忠を存ぜず候。今より後も疎略を存べからずとて、(一)一表誓言を以て申入たり。義時打笑て、扱は心安く候。今迄此事の出来侍はぬ社不思議なれ。兼てより存知したる事也。今は院宣の御使推松も鎌倉に入ぬらんとて尋捜されしに、笠井が谷より捕へて来りぬ。院宣を奪取て焼捨られ、北条義時駿河守を相具して二位の禪尼の御前に参り、世の中既に乱れて候。去ル十五日、判官光季は京都にして討れたり。如何御計らひ候・と、胤義が文と院宣とを御前に指置れたり。武蔵守泰時相模守時房前大官令廣元以下参集りて、評定有。二位の禪尼は妻戸の間へ出給ひ、御家人等を御簾の前に召寄られ、御簾を半(一一裏)に卷上させ、御覧し出して宣ひけるは、日本一州の中に女房の目出度例には、此尼をこそ申なれとも、尼程に物思ひしたる者は世にあらじ。故殿頼朝公に逢初進らせし時は、世になき振廻するとて親にも疎み悪まれ、其後平家の軍初りしかば、手を握り心を砕き六年が程は打暮し、平家亡て世は治るかと思所に、大姫君に後れて、同じ道にと悲しく思ひながら月日を重ねし間に、故殿に後れ奉る。左衛門督・幼稚なれば見立進らせんとせしか共、又督殿にさへ後れて誰を頼む方もなく、鎌倉中には恨めしからぬ人もなく思沈しを、故右大臣実朝公長り世も静に侍り(一二表)しに、思外の事有て大臣殿失給ふ。是社浮世の限りなれ。何に命の存へて、斯る歎きに堪ぬらん。如何なる洩河にも身を投ばやと思ひ立しを、権大夫義時が様々申事有て、三代將軍の御跡を誰かは、役ひ奉るべきと思し程に、今日迄空しく存へて、

浩る事を見聞こそ悲しけれ。日本国の侍達昔は三年の大番とて、一期の大事と出立、郎従一族迄爰と晴と上にしも、力う尽ぬれば下向には歩跣にて帰りけるを、故殿憐み給ひ六ヶ月につゞめ、分際に応じて諸人の助を計らひ置せ給ひ、今は何れも榮耀に御座すらん。萬に付て情深き御恩を忘れて京方へ参らんとも、又留りて(一二裏)味方に奉公仕らんとも、只今慥に申切とぞ宣ひける。是を承る大名小名皆袖を扱りて申けるは、拙き鳥獸迄も人の恩を忘れずと社承れ。まして代々恩深く蒙りし我等、此度罷り向ひ侍ひて、都を枕にして屍を禁中に晒さんと社存し候へ。誰しも一人として此志を背く者は侍はず。御心安思召候へとて、御前を立て宿所へに帰られけり。

鎌倉軍勢上落之事

去程に大名小名集りて軍の評定有ける処に、武蔵守泰時申されけるは、是程の御大事、無勢にては如何有べき。兩三日も延引せられ、片邊土に居住する若党冠者原をも召具し(一三表)候はやと申されければ、権大夫義時申されけるは、君の御為に忠のみ存じて不義なし。人の讒に因て朝敵と仰下さるゝ上は、仮令百千騎の勢を具したりとも、天命に背く程にては、君に勝進らすべきや。只運に任すべし。早疾上落すべきなりと、軍の手分をぞ定られける。明れは五月二十一日、藤澤左衛門尉清親が本に軍立し、翌日未明に打立給ふ。先陣は相模守時房、二陣は武蔵守泰時、三陣は足利武蔵前司、四陣は三浦駿河守義村、五陣は千葉介胤綱とぞ聞へける。相隨ふ輩には、城ノ入道毛利藏人入道少輔判官代駿河次郎左原次郎左衛門尉同三郎左衛門尉同又太郎天野(一三裏)左衛門尉狩野介入道後藤左衛門尉小山

新左衛門尉中佐^源太郎伊吹七郎宇都宮四郎筑後太郎左衛門尉葛西五郎兵衛尉角田太郎同孫^源平次相馬三郎父子三人國分三郎大須賀兵衛尉佐野小次郎入道同七郎太郎同八郎伊佐大進太郎江戸八郎足立三郎佐々目太郎階太郎早川平三郎丹尼玉猪俣本間渡谷波多野松田河村飯田土肥土屋成田伊藤宇佐見奥津を始として、都合其勢十万余騎東海道をそ押上る。東山道の大将軍には、武田五郎父子八人小笠原次郎父子七人遠山左衛門尉諏訪小太郎伊具右馬允入道を始として、其勢都合五万余騎也。式部丞朝時は四万余騎を(一四表)率して北陸道より責上る。鎌倉には大膳大夫入道宇都宮入道葛西耆岐入道隼入道信濃民部太輔入道隠岐次郎左衛門尉、是等を始として御留守をぞ勤めける。親上れば子は留り、子息登れば父残り、兄弟迄も引分て上せ留むる心有。北條右京権大夫義時は鎌倉將軍家の執権たり。若君を守護し奉りて態・留り御座しけるが、院宣の御使推松を召出し、汝をば京都に返すべし。院に参りて申べき様は、義時昔より忠義をのみ存ずる身を、讒を信ぜられ違勅の者に成候。舍弟時房を始めて候泰時朝時以下、三方の軍勢十五万余騎を進らせ・て、御腹居させ給(一四裏)ふべし。未叡慮納らずば、三郎重時四郎政村を先として二十万騎を伴ひ、義時参りて申べしと、必奏聞いたせよとて出されたりければ、辛き目を免るされ命助かりたるが嬉しさに、跡をも見かへらず、六月朔日京着して嘉陽門の御所に参りしかば、物にも覚ぬ公卿殿上人立出給ひ、推松帰りに参たり。如何に義時が首をば誰か取て進らすぞ。関東には合戦の始りしか。義時鎌倉に泳り得じ。何方へも落行音は聞へざりしか。左社徂^{ウロコトモ}・るらん。如何にくと仰ければ、推松打

涙ぐみて申けるは、平九郎判官の御文を三浦駿河守義村受取て権大夫義時に見せしより、鎌倉中騒動し、(二五表)推松は深く忍びて其有様を見侍ふに、大名小名諸国より馳集り、京都をさして三方より推上候。十九万余騎とは申せ共、如何様百万騎も侍らん。鎌倉より尾張迄は野にも山にも軍兵充々て推て行。一時も早く告申さんとて急き上りて候と申す。公卿殿上人皆興をさまして物をも申されず。一院開召、武士共の上らん跡にて義時が首は取て進らす者の有らんするぞとは勅定有けれども、思ひの外の大軍に、倦^{ツラ}みてぞ思召されける。

大炊ノ渡り軍 付御所焼太刀之事

一院は、関東大軍にて責上る由聞し召れ、京都の内へ入(一五裏)来らは悪かりなん。出向て追散すべし。先宇治勢田の橋をや引て待べき。尾張川へや向らるべきと評定有。尾張河迄馳向て、若敵強くして味方破れたらん時にこそ、宇治勢多にても防かるべけれ。尾張河には九瀬有。手分して瀬々に遣し防れんとて、大炊の渡りへは駿河大夫判官糟谷四郎左衛門尉筑後太郎左衛門尉同六郎左衛門尉に西面の者共二千余騎を差添て遣はさ三人に一千余騎を差添て向けられたり。板橋の渡りへは朝日判官代海泉太郎其勢一千余騎を向はせらる。氣瀬の渡りへは富木・判官代関左衛門尉一千余騎。大豆途^{マメド}の渡りへは(一六表)能登守秀康平九郎判官胤義下総前司盛綱安藝宗内左衛門尉同藤左衛門尉、是等を初として都合一万余騎にて向ひたり。食の渡りへは阿波太郎入道山田左衛門尉五百余騎にて馳下る。稗嶋の渡りは矢野次郎左衛門尉長瀬判官代五百余騎。墨俣川へは河内

判官秀澄山田次郎重忠一千余騎。市川前の渡りは加藤伊勢前司光定五百余騎。以上一万七千余騎也。敵の人数に比ぶれば、十か一にも及はざるに、しかも是を分ヶ遣し小勢にて大軍を防ぐ。其謀は有もぞすらん。先は拙き軍謀かなと心有人は思ひけり。

東海道の先陣相模守時房は、六月五日の辰の刻に尾張国一の宮に着陣して、(一六裏)軍の手分をせられけり。東山道より押上る大將は、武田五郎父子八人を初として其勢五万余騎、何れも聞ゆる勇士共也。武田既に本国を出る日は十死一生とて極たる悪日なり。如何有べき、只明日軍立し給へかしと申者多かりける。武田五郎云けるは、何条去事の有べき。侍の軍に向ふ程にては命生て帰るべしとは覚へず。是社吉日成れとて勇み進みて上りしが、既に市原に陣を取る。斯る所へ院宣の御使とて、武田五郎小笠原次郎兩人が中へ三人迄ぞ下されける。一天の君の思召立給ふ此度の御大事に、如何でか怨敵と成て内侍所に向ひ奉り、矢を放つべき道なし。只疾東方に参りて朝(一七表)敵を討て奉れと有ければ、小笠原則武田方へ使を以如何御計らひ候と云するに、唯切て捨給へといふ。信光も左様思へとて、三使の中に二人は首を刎て一人は追放て京方にぞ帰しける。武田五郎が郎等に武藤新五と云者有。水練の達者也。大炊ノ渡り瀬踏して見よと云ければ、畏りとて渡りの瀬踏仕負せて帰り来る。河原の西の岸極て高く、輒く馬を扱ひかたく、水底七八段に菱を植流し乱杭逆茂木を打て候を、馬四五疋をあげん程、菱を取捨乱杭を抜捨て験を立て置たりと申す。武田川端にすゝめは、信濃国の住人千野五郎河上左近馬を打入て渡す所に、(一七裏)京方より黒革威の鎧に月毛なる馬に乗、塗籠藤の弓持たる兵、川

端に下りて只今岸渡すは何者ぞと詞をかけたなり。是は武田五郎殿の御手に属せし信濃国住人千野六郎河上左近と名乗けり。此武者聞て、某も同国住人に大妻太郎兼澄と云者ぞ。千野は我等が一門ぞかし。川上殿に申承らんとて能引て兵ど射るに、左近が引合せを篋深に射させて倒に落て流れたり。千野六郎統て渡す処を又矢を番ひて射たりければ、六郎か乗たる馬の弓手の大腹を射させて、馬は平に転ひたり。千野六郎太刀を抜て、逆茂木の上に飛上る。京方の陣より武者六人馳(一八表)寄て、六郎をば討取けり。是を初めて常磐六郎吾妻太郎内藤八統て渡しける所に、大妻太郎に射落されて川に流れて死たりけり。武田五郎易からず思ひて打入て渡すを見て、舎兄悪三郎舎弟六郎同七郎武藤五郎内藤七新五黒河岩崎五郎以上九人そ渡しける。京勢雨の降る如くに矢を放つに、少しも眼メふ色もなし。小笠原次郎百騎計にて押渡る。京勢河端に下り向ふて戦ふ。寄手の大勢物共せず、打入く雲霞のごとく渡しかけて、時の声を作りて責懸る。京方すてに敗れて引色に成けるを、鶴沼の渡りに向られたる美濃の目代帯刀左衛門尉五十騎計にて馳来るとい(一八裏)へとも、終に打立られて引退く。同国の住人蜂屋冠者は信濃国住人伊豆次郎に組れて討れたり。筑後六郎左衛門尉は洗革の鎧に母衣かけて白月毛の馬に乗りて落行けるを、武田七郎逢し、余すまじきぞとて追懸たり。六郎左衛門返すに難き事かとて、御所焼と云太刀を抜て引返し撃てかゝる。抑此太刀は、備前国住人藤原三郎家次と云鍛冶を一院に召上せて、君御手つから鍛はせられて打立られし太刀にて有。御所焼と名を付られ、公卿殿上人北面西面の輩、御気色能程の者は皆給はりて帯しけ

り。名詮自性の道理ならば、此太刀の名こそ忌々ましけれ。筑後六郎左衛門（一九表）今度大炊ノ渡りに向られて、都を出ける時一院より給はりて此度帯して下りしが、武田七郎掛寄て押並ぶを、馬の平首手綱をそへて切て落し、其間に筑後左衛門落延たり。武田下り立て離馬に乗替て、哀敵を通しけりと齒咀をしてそ扣へたり。大竹小太郎も落ける所に、信濃国住人岩手三郎父子追懸て、如何に大竹殿と見るは僻目か。和殿は武蔵の住人にて関東の御恩深く、仰に因て都へは上られたり。悪くも計らひて京方には成給ひけり。降参し給へ。如何にも申さんと云ければ、大竹馬を引返し思案する所を、岩手父子押並べて組落し、指殺して首を（一九裏）取る。此大竹は相撲を好て力も強く、心も剛也。先年一院より関東へ仰られて、力強くしたゝか成人相撲の達者を進らせよと有しかば、選び出して上せられ、元は家光と名乗けるを、西面に召れて家任といふ名をは院よりぞ付給ひける。岩手程の男には中々討るましき者成しが、運の尽ぬる故にや、暗々と討れしは、一心の起りて謀られる処なり。大炊渡り破れて東山道の大軍打入と見へければ、平九郎判官胤義、口惜き事かな。胤義罷向ふて一戦せんとて五百余騎にて馳来る。能登守秀康申けるは、此大軍に前後を包まれなば由々敷大事也。尾張・敗れなば引（二〇表）退ぞきて宇治勢田を防げと社院には仰下されし。秀康は引上りて宇治にて防ぎけんとして落行ければ、平九郎判官も力及ず打連て社落上りけれ。

株瀬川軍 付関東勢手賦之事

大豆の渡りへは相模守足利武蔵前司向はれたり。足利小太郎兵衛阿曾沼小次郎近綱を初めて川に打入渡しけるに、京勢は皆落

失て防く者一人もなし。美濃国窪田と云所にして京勢少々出合て戦ふと云へとも、大軍折重り荒手入替りける故に、多くは皆討取れ、又散々に落て行。尾張国住人山田次郎重忠此有様を見て云様（二〇裏）は、君の仰を蒙り京都より討手に向らる者共の、尾張川にても恥有る矢の一つをも射ず跡をしかへり見ずして落て帰り、道の程にも甲斐く、數軍をせて京迄も追立られ、関東武士に笑るゝのみにあらず、君御尋有んには何とか答へ奉らん。重忠一軍して此憤を散せんと思ふ也とて、郎等に水野左近大金太郎太田五郎兵衛藤兵衛伊豫坊荒左近兵部坊以下九十余騎を前後左右に立て、杭瀬川の端にて敵を相待所に、奥州の住人岳嶋橘左衛門五十余騎にて川を渡し散々に戦ふ。岳嶋が郎等加治丹内佐賀羅三郎矢庭に射臥られ、其外の者共も手を負ぬは無しけり。大（二一表）將軍・蔵守泰時川端に打臨み軍の下知をせらるれば、跡より大軍重りてひたゝと川を渡す。山田次郎叶はすして南を指て落て行。武蔵国住人高枝次郎只一騎川瀬を渡して細繩手に掛りて追かけしに、敵七八騎返し合せ高枝を中に取籠て戦ふに、高枝片足を田の中に踏入て片足は繩手に跪き、立寄る敵二人が諸膝離て切伏、立上らんとする所に、遂にして切伏られ、敵一人馳寄て首を取んとする処に、大軍鬨と続きたれば打捨て落て行。関東勢近付て手負を見れば、鎧物具朱に成て誰とも更に見へ分す。大将武蔵守あら無慚や（二一裏）な。此者痛手負たれども、未だ死す片息なるぞ。何者ぞ、名乗れと有しに、武蔵国住人高枝次郎と云ければ、能く見せらるゝに痛手薄手三ヶ処、是にても死ざるは天命有者也とて、人を副て鎌倉へぞ下されける。軍兵を憐み給ふ大将の志を感せぬは無

りけり。伊具六郎有時が郎従に伊佐三郎行正と名乗て、山田次郎を追詰て引組て堀の底に落入たり。敵も味方も是を知らず、上に成下に成半時計揉合たり。伊佐三郎が雑色一人具したりけるが、主の軍する加勢にも成らず、敵と打合時は立退て見物し、戦ひ勞れて休む時は突として傍に居たり。組合共只見物して助くへき色(二二表)もなし。其間に山田が郎等藤兵衛尉立帰りにて伊佐を押伏、山田を馬に拾乗せて落て行。伊佐も討れざるを幸にして、味方にそ馳入ける。去程に東山東海両道の軍勢壱つに成て上りければ、野も山も兵共充々て幾千万とも数知らず。野上に垂井に陣を取、爰にて軍の手賦をぞいたされける。相模守時房は勢田へ向ひ給ふべし、供御の瀬には武田五郎信光、宇治の渡りは武蔵守泰時、一口へは毛利藏人入道、淀ノ渡は駿河守義村向はれ給へと定められし処に、相模守殿の手の者に本間兵衛尉忠家と云者進み出で申けるは、駿河守殿は悪しくも計らひ給ふ物かな。相模守殿の若党等には(二二裏)軍をなせそと思し侍ふか。如何なる御心にて斯はあてかひ給ふやらんと申ければ、義村申されける様は、某当家に久敷者也。関東よりケ様の事をも計らひ申せとて上洛せしめ給ふ。我往昔より御大事には度々に逢て、多くの事とも見置て候。平家追討の時、関東の兵共を差上せられ侍らひしに、勢多へは三河守範頼、宇治へは九郎判官義経向はせ給ひ、上下の手にて平家を追落し軍に打勝せ給ひて候。是は先規の御吉例なれば、斯手賦はいたして候。軍せさせしとは思ふへき事にても侍はず。然るをケ様に被申条、存外の至に候。勢多へは敵の向ふ間敷にて候か。軍は何くも(二三表)嫌はず、只兵の心に有べき物をと申されしかば、本間は

兎角申に及ず、赤面して引退く。用なき外言かなと笑ふ人も多かりけり。北陸道は小笠原次郎を大将として、千葉介筑後太郎左衛門尉中沼五郎伊吹七郎を差添られ、都合一万余騎、小関より伊吹山の腰を廻り湖水の西を近江路さしてぞ責上らる。

蒲原殺所謀 付北陸道軍勢責登る事

北陸道より向はるゝ、式部丞朝時は、五月晦日に越後国府中に着て勢逃し、加治入道父子三人太湖太郎左衛門尉小出四郎左衛門尉五十嵐党を始として都合其勢四万余騎、越後(二三裏)越中の境なる蒲原と云所に行かゝる。此所は極めたる殺所なり。一方は岸高くして人馬更に通ひ難く、一方は荒磯にて、風烈敷折節は船路も又心に任せず、岸に添たる細道を認めて行には、馬の鼻を四五騎並べて通り得ず。わづかに一二騎宛身をそばたて、打過る。市降浄土と云所に逆茂木を引て、宮崎左衛門尉政時と云者近辺の溢者共三百余人を集めて堅めたり。上の山には石弓を張設けて、敵推かゝらば弛しけんと用意したり。関東勢如何すべきと案し煩ふ所に加治入道申けるは、能計の候ぞやとて、近辺の在家に人を遣し、七八十疋の牛を取集め両の角に続松(二四表)を結付て、日の暮るゝをそ待かけたる。既に夜に入ければ、彼続松に火を燈して道筋を追続けたりしかは、数多の牛共続松に恐れて走り懸り、突通る上の山より是を見て、すはや敵の寄るぞとて、石弓の有る限一同に逃ツしかけたれば、数多の牛共是に打れて死す。軍兵等は事故なく打過て、夜も曙に成ける。比逆茂木近く押寄て見たりければ、折節海の面はなぎに成て風静に波もなし。究竟の時分也とて汀に添て馬を打入海を渡して向ふも有、足輕共は手にくゝに逆茂木取退て打て通

る。逆茂木の内には郎従共僅に四五十人計、箆を焼て居たりけるが、大勢の向ふを見て皆打捨て（二四裏）山の上に逃上る。心安く押通り、越中と加賀の境なる砥並山に懸りて、黒坂と志保の山と両道有けるを、砥並へは仁科次郎宮崎左衛門向ひたり。志保の山へは糟屋有名左衛門伊王左衛門向ひたり。加賀国住人林富樫井上津旗、越中国住人野尻河上石黒の者共京方として七百余騎集り、殺所を切塞きて防戦ふといへども、大軍の寄手なれば叶わずして砥並志保黒坂悉く破れて次第くゝに責上る。浩る所に山法師に美濃ノ堅者観賢とて悪僧有。京方に参りて若大衆法師原近辺の百姓等一千四五百人を集めて、水尾坂を堀切て逆茂木引て待かけたり。式部丞朝時加治入道を初（二五表）めて又軍の評定あり。爰は又六ヶ敷殺所の要害にして、しかも味方の人数は長途に疲れたり。軍をいたすとも墓々敷かるへからず。何とか計らひ侍はん。されはとて味方の兵一人も大切也。討せては叶ふべからずと、取々に申されける所に、小出四郎左衛門尉進み出て申けるは、山法師は心浅く百姓は臆病なる者共にて候。只先使を立て敵の有様引見られ候べし。其上に異あらば又術も侍・んとて、我手の郎従畑野太郎河瀬藤次兩人を遣し、観賢が方へ云やりける様は、唯今打通るは北条式部丞朝時、随ふ軍勢四万余騎、京都に責上る所也。無用の我執をおこし小勢にて・候とも、一時に踏破り候はん。然（二五裏）れとも沙門にてまします故、禮義の為に案内をは致す所也。関を開きて通さるべしとそ云遣しける。観賢思の外の大軍にあぐみて、百姓等は我々にて始終叶ひ難く覚ければ、さん候。京方以後の御咎を存する故に、一旦斯は構へて候。義勢は是迄也。逆茂木引退て、

御通り有べしと返事して、皆散々に開退ければ、使帰りにて此由を申に、思ひの外なる事成とて事故なく打通り、漸既に海津の浦より今津の宿を打過るに、今は手を指す者もなく夜を日に繼て都を指てそ責上られける。

宇治川軍敗北 付土護覚心謀略之事（二六表）

山田次郎重忠は杭瀬川の軍敗れて後、都に帰り参りて事の由を奏聞す。海道所々の要害共甲斐なく打落され、北陸道の軍勢も都近く責寄ると聞へしかば、六月九日酉刻に一院は御祈願の御為とて、新院冷泉宮諸共に日吉へ御幸なる。東坂本梶井宮の御所へ入御まし、翌日卯ノ刻に都へ還御有て四方の門を閉られ、兎角の全義も仰出さりしかば、謀叛結構の公卿殿上人、去にても打手を遣し防がれてとぞと、進め申て手分をそ致されける。山田次郎重忠に山法師播磨堅者小鷹坊智性坊丹後を始めて、二千余騎を差添て勢多の手へ遣はさる。能登守秀康平判官胤義少輔入（二六裏）道近廣佐々木弥太郎判官高重中條下総守盛綱安藝宗内左衛門尉伊藤左衛門尉、是等を先として一万余騎は供御の瀬へ向へらる。前中納言有雅卿甲斐宰相中将範義朝臣右衛門尉朝俊、武士には山城前司廣綱子息太郎左衛門尉筑後六郎左衛門尉熊野の田辺法印十万法橋万劫禪師奈良法師土護覚心圓音坊、是等を初として一万余騎は宇治の渡りに向られたり。長瀬判官代足立源左衛門尉は五百余騎にて牧嶋馳向ふ。一條宰相中将信能二位法印尊長は一千余騎にて一口へそ向られける。坊門大納言忠信は一千余騎にて淀へ向はる。河野四郎入道通信子息太郎は五百余騎にて廣（二七表）瀬にそ向られける。去程に東海道先の陣相模守時房、承久三年六月十二日、勢多の橋近く野

路に陣を取る。人を遣して見せらるゝに、橋の中二間を引落し搔櫓をかき、山田次郎を始として山法師大勢にて扣へたり。相模守の手の郎等早川重三郎階見太郎佐々目五郎足立三郎讚岐太郎等、橋爪に押寄て行桁を渡りて戦ふに、江戸八郎真甲を射られて倒に落て流れたり。熊谷平内左衛門久米左近吉見十郎廣田小次郎押詰て、三の搔櫓を切破り、鏝を傾けて責かかす。山田次郎是を見て、山ノ大衆に向ひて、あれ程の小勢をは如何に亘させ給ふぞと云ひければ、(二七裏)搔櫓堅者小鷹坊心得たりとて、大長刀水車に廻して寄手六人搔櫓の際に薙伏たり。熊谷平内左衛門尉小鷹坊に引組て首を搔んとする処に、山田次郎が郎等荒左近落合いて熊谷が首を取。大将相模守は、此軍早く過て人数を損する事、然るべからず。暫く静めて色を見よと下知せられしかば、橋爪を引退て只矢軍計ぞいたしける。折節雨降出て車軸を流す如くなるに、武藏守泰時如何思はれけん、家子芝田橋六を召て河の瀬踏をいたせと有。芝田は槇嶋の二岐なる瀬を中嶋に游付て、敵の様躰迄能々見負せて、立帰りて有様を申上る処に、佐々木四郎只一騎、御局と云逸物の栗(二八表)毛の馬其長ケ八寸に余りたるに白鞍置せ、彼二岐の瀬にかはと打入、瀬枕を切て金に渡し、近江国住人佐々木四郎左衛門尉源信綱、今日宇治川の先陣とそ名乗ける。是を見て中山佐野浦野白井多胡秋庭を初として小笠原四郎内海九郎河野九郎勅使河原小三郎長江小野寺関左嶋を初めて、諸軍打入く渡しけるに、水はせかれて陸は海にぞ成にけり。其中にも馬弱きは押流されて死する者多かりけり。後に人数を尋ぬれば、八百余人は流れて死たり。されとも大軍なれば数にもあらず。京方下合て散々に

防戦。討も有、討るゝも有、物の色目も見へ分す。右衛門佐朝俊は敵に組(二八裏)れて討死せらる。又京方より緋威の鎧に白月毛の馬に金輻輪の鞍置て打乗たる武者一騎、小河太郎に寄せ合て打笑みたるを見れば鉄漿黒也。小河押並へける処を、抜打に甲の真甲を打れて目昏みけれども、組付たる所を放さず馬よりどうど組て落たり。心を静めて見たりければ、我組て押へたる敵は首もなき體計也。こはいかに、人の組たる敵の首を傍より取事や有とは呼はりしかば、武藤太郎殿の手の者に伊豆国住人平馬太郎ぞかし。和殿は誰ぞ。駿河守殿の手の者、小川太郎経村と名乗る。さらばとて首を返す。小川是を受取ず。後に此由申ければ、平馬太郎が僻事也とて小(二九表)川に勸賞給はりぬ。甲斐宰相範義朝臣の御首にてぞ侍りける。佐々木太郎左衛門尉氏綱は同名四郎左衛門尉信綱が甥也。秋庭三郎に組て討れたり。萩野次郎中條次郎左衛門尉も寄手大勢に取籠られ、終に皆討れたり。土護覚心は散々に戦ふて、今は叶ふまし。軍は是迄ぞとて南を指て落て行。敵三十騎計にて、遁さして追懸る。覚心元来歩立の達者なれば、三室堂の僧坊迄飛が如くに走り入て、客殿を見れば、住持の僧かと覚しくて睡り居たる其前に、物・具を脱置て、剃刀の有けるに、水甕を取具して縁に出て頭をそりて居たる所に、敵統きて打入て、物具の傍に(二九裏)居ける僧を敵そと心得て、取て押へて首を取てぞ帰りける。一挙の謀に無慚ながらも命を助かり、奈良の方へ落行たり。熊野ノ田辺法印は子息千王禪師を討せながら、其身は泣々熊野にぞ帰りにける。宇治の渡り京方已に敗北して、横川ノ橋小幡山伏見岡屋日野勸修寺に至る迄、落人多く道々にて討れたり。

供御ノ瀬鶴飼ノ瀬廣瀬榎嶋所々に向へられし京勢共、宇治の北の在家に火の手の上るを見るよりも、我先にと落失て残る兵一人もなし。夜に入れば、寄手は次第く静かに川をぞ越られける。

京方武将没落 付鏡月坊歌(三〇表)

并雲客死刑之事

能登守秀康平九郎判官胤義山田次郎重忠は散々に打成され、郎等共は或は討れ或は落失て、頼む影なく成果て、一院のおはします四辻殿へ参りたれば、武士共は是より何方へも落行けとて門をも開かて突放さる。山田次郎大声上て、大臆病の君に語はれ、今は内にたに入られず、憂死せんずるはとて南を指て打けるが、嵯峨野を心にかけて、西を遥に落行処に、子息伊見伊豆守に行合たり。桂川の辺にて天野左衛門尉百騎計にて追詰たり。人手に懸らしとや思ひけん、山田父子は小竹の中に走入て、腹掻切て死にけり。(三〇裏)平九郎判官は、父子共二人西山の方に行て心静に自害をそいたしける。天野四郎左衛門は首を延て出たりしを、則切て捨られたり。後藤大夫判官基清は降人に出たりしを、御許されなければ子息左衛門尉基綱申請て切にけり。他人に切せて死骸を申受て孝養せんには遥に劣れる事也と、人人傾け云合けり。駿河大夫判官惟宣は行方なく落失ぬ。二位法印尊長は十津川に逃籠る。清水法師鏡月坊同弟子常陸坊美濃坊三人は、搦捕れて既に切へきに極ける所に、鏡月坊一首の歌をそ詠しける。勅なれば身は寄てき武士の八十字治川の瀬には立ねと (三一表) 武蔵守泰時此歌を感じて、命助よとて許されけり。一首の歌に師弟三人命を継る、こそ深き恵みの陰

徳なれ。佐々木山城守廣綱同弥太郎判官高重も生捕られ、舍弟信綱に預けられ六條河原にて切れたり。熊野法印も故郷より追出され、道にてからめ捕れつ、首をそ刎られける。坊門大納言信忠卿をば千葉介預り、関東に下り給ふへきにて打立られける所に、其比西八條の禪尼と申は大納言の妹にて、鎌倉故右大臣実朝公の後室也。鎌倉の二位の禪尼左京大夫義時へ申されける旨有ければ、さらば助け奉れとて遠江国舞坂より忠信卿は都へ帰り上り(三一裏)給ふ。籠中の鳥の雲に翔り、俎上の魚の海に帰りけん。目出度けり事也。中御門前中納言宗行卿は、小山新左衛門尉具し奉りて下りけるが、浮島が原にて切れ給ふべしと聞給ひ、最度心細く思しめければ、木瀬川の宿の亭の柱に斯そ書付給ひける。今日過る身を浮島が原にてぞ露の命は捨定めける。其日の暮方に大澤にてぞ切奉る。其外の人々も皆六波羅に渡され、関東に下り給ふ道々にて失ひ進らせけり。其跡の有様、宿所くは焼払はれ、姫君北の方と云れて日比は人にも見へじと奥深く籠りて住給ひしも、情なく(三二表)よるべを失ひ、山野の嵐に身を任せ、心成ぬ月を詠め、只悲しみの涙に沈みて、晴ぬ思ひにあこかれ給ふ。同じ世にだに住ならば、千里の雲は隔つとも又見る由も有へきを、冥途如何なる境ぞや、便りに通ふ事もなく、黄泉如何なる旅なれば、帰り来るによしぞなき。僅に残る者としては、主を離し面影なり。見るも中々悲しきは、書すさひたる筆の跡、形見となるぞ心憂。北の方女房達余りの事の堪がたさに、髪を剃世を通れ苔の衣に身をなして、亡父の後世を弔ひ給ふ。哀なりし事也。

本院新院御遷幸(三二裏)

并土御門院配流之事

同七月六日、武蔵太郎駿河次郎数万騎の勢を率して院の御所四ツ辻殿へ参りて、本院を鳥羽殿へ御幸なし奉るらんと奏聞しければ、一院は兼てより思召設させ給ひたる御事成共、今更指當りて御心惑はし御座す。先女房達を出さるべしとて車を輾りて遣り出すに、若謀反人もや乗ぬらんとて、武蔵守近く参りて弓の筈にて御車の簾を挑けて見奉るこそ、理ながらも情なくぞ覺へたる。一院頓て御幸なる。往昔に替りて警蹕もなく供奉もなし。姑鉢仙宮の玉の牀を余所に成して立さり、九重の花の(三三表) 都是今日を限りと思召す叡慮の程こそ悲しけれ。東の洞院を下りに、七條殿の軒の妻を心の外に御覽せらる。作道より鳥羽殿へ入せ給へは、関東勢雲霞のごとく四方を囲みて守護し奉る。玉宸に近付臣下は一人も見へ給はず、錦帳に参る女御もなく、只御一所のみ御座ます。同じき八日、六波羅より使を以て御出家有へき由を申す。頓て戒師を召れて御飾を下させ給ふ。替り果させ給ひたる御姿を、信実を召て似絵に写させられて、七條院へ奉らせ給ひければ、御覽しも敢ず御心も昏ませ給ひて、修明門院を誘ひ進らせられ、一ツ御車に召れて鳥羽殿へ御幸なる。御車を指寄て(三三裏) 斯と申入給へは、院は手づから御簾を引遣らせ給ひて、龍顔を差出させられてまみへ御はしまし、疾早御帰りに有れと御手にて招き遣せ給ふ。七條女院も修明門院も御目も呉れ心も消て、絶入給ふも理り也。同じ十三日、隠岐国へ遷し奉るべしと聞へければ、文遊して九條殿へ参らせらる。君しがらみと成てと有。其奥に、墨染の袖に情をかけしより涙はかりも朽もこそすれ 御供には殿上人出羽前司重房内蔵権

頭清範、女房二人、伊賀局白拍子亀菊を参りける。既に都を立給ひ、水無瀬殿を御覽しやりて、爰にあらばと思召れけるも、責て(三四表) の御事と哀れなり。立籠る関とはなさて水無瀬川霧猶晴れぬ行末の空 播磨国明石の浦に着せ給ふ。爰は何くそと御尋有。明石の浦と申ければ、都をはくら闇にこそ出しかと月は明石の浦にきにけり 白拍子亀菊斯を説ける。月影はさこそ明石の浦なれと雲井の秋を猶も恋しき 美作と伯耆との中山を越させ給ふとて、向ひの岸に細道の見へけるを、何くへ通ふ道ぞと御尋有ければ、都へ通ふ古道にて候と申ければ、千代の古道ならば、都にも近かるべきにと思召やらせ給ひて、都人誰踐初て通ひけん向ひの道のなつかしきかな 出雲国大濱の湊といふ所に着せ給ふ。見尾崎と云所也。修明門院の御方へ爰より遣し給ふ御書の奥に、知るらめや浮身を崎の濱千鳥泣々しほる袖のけしきを 是より御船に召て雲の波煙の崎を漕過て、隠岐国あまの郡刈田ノ郷と云所に、御所とて造り設けたる怪しけなる庵の内に入せ給ふ。海少し近ければ寄せくる波の音高く、梢を伝ふ嵐の声御夢をだに結ねば、最度浮世を侘ひしらに、猿な泣そと悲しませ給へども、都にかへるつてもなし。(三五表) 我こそは新嶋守よ沖の海の荒き波風心して吹け家隆卿此歌を都にて承り、後の便に詠て奉られける。寝さめして聞ぬを聞て悲しきは荒磯波の暁の声 同二十二日、新院は佐渡の国へ遷されさせ給ふ。御供には冷泉中将為家朝臣花山院少将甲斐兵衛佐教経上北面藤左衛門大夫安元女房右衛門佐ノ局、以下三人を参り給ふ。斯は定め聞へしか共、為家朝臣は一トまどの御送りをも申されず、花山院少将は勞りとして道より上

られ、右兵衛佐教経は道にて身罷りぬ。新院最度心細く、御送り物共迄も御名残惜ませ給ひて、今日計明日計と留めさせ給ふそ(三五裏)哀なる。短歌遊されて九條殿へ進らせ給ふ返し歌に、
長らへてたとへは末に帰るとも憂は此世の都也けり 九條殿も御歌の返しとて短歌遊して返し歌有ける。いとふともなからへて降る世の中の憂にはいかに春を待へき 同二十四日、一院の御子六條宮雅成親王は但馬国、次の日冷泉宮頼仁親王は備前の児嶋へ遷されさせ給ふ。きぬくの御別れ、取々の御歌申も中々愚か也。取分修明門院の御歎、世にたくひもおはしまさじと見奉るも余り有。一院は隠岐国、新院は佐渡嶋、西の空北の雲何に付ても苦しきや。傾く月を御覧すれば、隠岐の方御云傳せまほしく、初雁(三六表)金を聞し召ば、佐渡の有様問まほし。澤辺の虫のすたくにも、御物思ひと共にこがれ、遠山の霞のたなひくも、晴ぬ歎きをしらすらん。東一條の先帝おはしませは佐渡院の御形見とは思召せとも、最度御慰は無りけり。七條ノ女院は老たる御身に、いつとも期せぬ都帰り、今日や明日やと思召す御歎の色、日に随ひてまさらせ給ひ、思召沈ませ給ふ由聞召て隠岐の御所より、
たらちめの絶やうて待つ露の身を風より先にかて問まし 七條院御返し、
中々に
萩吹風の絶ねかし音信くれは霞そほる、(三六裏) 隠岐の
法皇第一の御子は土御門院と申奉る。去ぬる承久三年三月に、
御心ならず御位を下し奉りしかば御恨深く、法皇には御不幸のことくにて、今度の御謀反にも與し給はず。関東にも兎角の沙汰には及ずして都の内におはしましける所に、仰出されける様、一院配所にまし、我身都に安堵し給はば、不孝の罪深かる

べし。同し遠国にこそ栖給はめとて、九條の禪定殿下右大將公經卿に仰られしかば、此由関東に仰遣さる。右京大夫義時以下の人々憐み奉りて、此上は力及ずとて同十月十日、土佐国へと定められ、鷹司万里の小路の御所より出し奉る。御供には少將定平(三七表)侍從貞元、女房三人、みちすからも哀なる事多かりけり。須磨や明石の夜の浜千鳥の声も遠近也。高砂尾上の暁の夢、男鹿の子にやますらん。比は神無月十日余りの事なれば、野辺草むら霜枯て山路の梢もまばらなり。御衣の袂に秋を残して露の滋さそまさりける。讃岐の八嶋を御覧すれば、安德天皇の御事を思召出され、松山を見やらせ給ふにも、崇徳院の御有様思ひ続け給ふ。何事を見聞給ふに付ても、今は只御身一ツにつまされて思ひ沈み給ひけり。土佐国に着給へとも、御住居余りにちいさき御事なれば、阿波国へ遷らせ給ふ。阿波と土佐との中山(三七裏)にて俄に大雪降出て路更に埋もれ、駕輿も行なづみければ御輿を播居へ奉り、如何なるべき共覚へざりしかば、院御涙にむせはせ給ひて、
浮世にはかゝれとてこそ生れけれ理り知らぬ我なみだ哉 あたりの松の枯枝切おろし御焼火を奉り、供奉の人々も是にあたりて、衛士の焼火あらねとも、折から哀に悲しくて皆涙をぞ流しける。夜も漸明方に成ければ、雪も晴て空さやかに四方の梢も白妙也。御迎の人参り加り、道踏分させて阿波国へ成せ給ふとて、
浦々に寄る白浪こと問ん隠岐のことこそ聞まほしけれ (三八表) 今年如何成る年なれば、三院二宮遠嶋に遷され、公卿官軍刑戮に逢ぬらん。不思議なりける運命かなと、高きも卑きも時節の変を歌ひける。時房泰時義村信光長清等は、一天の君を擒にし九重の城

を劈て、猛威を振ひて鎌倉にぞ帰りける。

後嵯峨河 院新帝踐祚 付能登守秀康被誅事

懐成親王は新院の御譲りを受させ給ひけれとも、御即位の式も調はず程なく此乱ありしかば、三院共に遠嶋に遷され給へは、関東より計らひ申て僅に九十余日にして御位下し奉り、九條の廢帝と申て王代の数の(三八裏)外にそおはします。後鳥羽上皇の御兄守貞親王は、後白河院の御心に叶はせ給すとて帝位にも即奉らず、持明院の宮と号して打込られておはしましけるを、義時計らひ申て御位に即奉らんと有しかとも、入道親王の御事も。御子茂仁親王を帝位に仰き奉るべしとて、今年十歳に成給ふを取立進らせ、御父の守貞には太政天皇の尊号を奉り、承久三年七月九日新帝茂仁踐祚あり。後關河の誤 後嵯峨院と申は此君の御事也。摂政道家公は鎌倉の將軍頼經の御父なれとも、順徳院の舅なるに因て官職を改補して、近衛家実公を以て摂政にぞ補せられ(三九表)ける。何事も皆右京大夫義時か心に任せ、鎌倉より計ひ奉る。武蔵守泰時相模守時房を、京都の守護として六波羅にて居置る。叛逆と党の没収の領地凡三千余ヶ所也。二品禪尼の計らひとして、今度勲功の武將に勳賞有。功の淺深に隨ひて充行はる。自分に於ては立錐の地もなし。浩る所に謀叛の張本能登守秀康河内判官秀澄は、戰場を遁れ出て南都に落下り深く忍ひて居たりけるを、武蔵守泰時聞出し、相模守時房に云合て家人等を遣して搜し求る所に、件の兩人は跡をくらまして逐電す。東大興福の兩寺の内に方人(三九裏)有て隠し置ぬらんとて、坊中に乱入して搜しければ、佛具經論迄も取散し、狼藉なる事云計なし。衆徒等大に怒て夜討強盜有と旬ける程に、衆徒悉く

蜂起して、相模守の使を四方より取囲み三十余人を打殺す。下部一人辛ふして逃帰り六波羅へ申ければ、在京の武士二千余騎を催し、南都に所向られける。衆徒此由を聞て大に驚き、木津川の邊に來り合て使者を以て愁申様、軍兵只今南都に打入侍はゞ、衆徒等出合て力を尽して防ぎ戦ん。然らば古へ平家の逆臣既に大伽藍を燒失せしに異ならず。天下国家(四〇表)騒亂の本なるべし。今度叛逆の張本に於ては、尋出して此方より生捕て進らすへし。軍勢をは引取給へと申ければ、衆徒の申旨理り有とて、軍勢をば引取て帰洛有り。不日に秀康が郎等を擲取て、六波羅にぞ送りける。此者の白状するに依て、十月十六日秀康秀澄兩人を河内国より生捕て、六波羅にぞ渡しける。抑此乱逆は此兩人の謀計より事起れり。重科の責重かるへしとて、関東へ申され六條河原にして首を刎、獄門に梟られたり。

鎌倉天変地妖 付祭裏大嘗祭事

世の中既に静謐に属し、新帝御位に即せ給ひ、物騒(四〇裏)數年も暮て、春たつ今日といふよりして、京都鎌倉同じく賑ひ、草木の色も新たに見へ、鳥の声迄も嬉しげ也。正月七日若君御弓始有。同二月六日には南庭に於て犬追物有て、若君殊に御入興まします。同四月十三日に承久四年を改めて、貞応元年とそ号しける。此比鎌倉の前濱腰越の浦々に、死せる鴨鳥いくらともなく波にゆられて寄來り。八月の初より戌亥ノ方に彗星出て、軸星の大きき半月のことく、色白く光芒なし。赤是等の怪異只事に非とて、前濱にして七座八怪の祭りを行はれ、御所に於ては泰山府君の祭りをそ始めら(四一表)れける。されとも異なる珍事もなく、十一月二十二日には京都祭裏の大嘗會を無為に遂

行はれ、大外記師季朝臣書札を以て関東に申下る。除書等を相添て到着せしめたり。最度目出たき御事にて淳厚の世に立歸るべき瑞相也とて、民百姓迄喜ひ合奉る目出度かりける事共也。

(四一裏)

承久物語一卷、湯淺氏の蔵本をもてうつしぬ。

天保十一年十二月廿日 野口年長

この書、北条九代記五六の巻にあり。彼は此書を取れるか、これは彼書をとれるか、相考ふへし。(四二表)

(とくたけ よしあき)